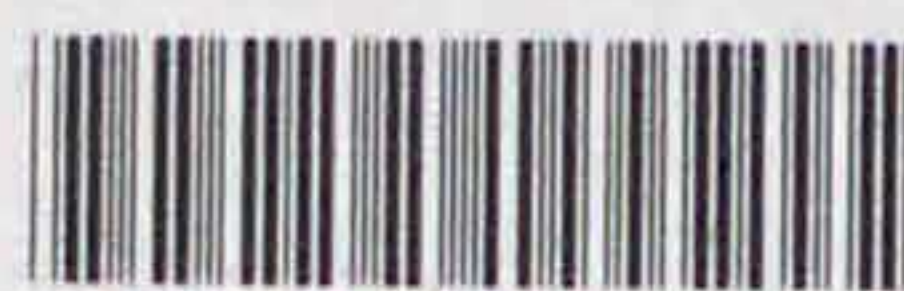


方丈記

914.42

h



00336179

ヲク河ノチカシハ左人ニテリトモ、
 コトニミウカフヲカキエカスヒ
 ト、トリ花々としし世中ニアル人ト
 マトシケテしキルニヤアノ字ニ棟
 アラソムルヲヤシキ人アズトハセ
 家ニ又物とし下もシタト云ひしハ
 家ニてしより即ハコソカテマドシ
 家ヨロビテ小家にたス人もしそ同
 ス人もしオピストイとへ見し人ハ
 カニヒトリアリナリ朝ニ死ニタレ
 水ノホニシ似リケル玉をうし死
 キツリモノエカタルカナルヌモ
 ナニカンゾヤテしナニヨリチカ
 ソノフルにズミカトサテアラソフ
 オノモメニツトナラス海ハあツテ
 トウトもアサ日ニカじ又氷ハ花
 エスまたストイトもツツンとあ
 めラししりしヨリヨソチアチリノ
 アヒタニ安ノ玉也新シ見ルカヤ
 ちあえニは月廿六日カトヨ風ハ
 子ナラサリと巻くヌノ時作リニ
 火ノチキチ西山ニイッ花ハ木ハ
 大雲しら我ア有ナトチチチチ

大寺にいらぬ所ありて、いふに、
唐灰トナリニキアモトハ桶と毎ノ小路トカヤ
衆人シヤンせんカリヤアリガキタリケルトナシ
フキトウツ凡ニトカクウツリユクアトニ府ヲヒロケル
カッタクスミヒロニナリヌトウチ一室ハ煙ニ毎ニチキ
アタリハヒラスラ焼ラ、地ニフキケタリソコナリ
井ヲウチテ水ヲ取ルハ日ノヒカリニエリしドアトヨク
をナサレん中ニ凡ニ左スルキ、うしグムアノホ
花カメノし、三町ヲウツエハ、うツリユクモ中
ノ人らこゝアラムヤ、ゆハ煙ニ毎ニチリメらしめて
ゆハ甲ノシニテくしテ、タチニ死又ゆハおは
いカララシテノかん、も賢財ヲにぬルニシヨハズ
七坪万安サチカラ、一尺燵トナリニキモノ貴工
イシクハウリモ、ウツセエ所ノ家十六ヤケタリ
丁しチモ外カスルニシヨム、越ノニヤツノ字
ニムカ、ニシヨトリ、男せしたる、教十人馬牛
ウツクと邊陲ゾム、人ノイトチ、皆シロカ、んカサシモ
アヤ中ノ京中ノ家ツラン、チウラフ、アヤ、コシ
イヤス中ハ、ムシチ、アキキ、アツク、然ル入治、水
四斗、介月ノ口中、出、京極ノオトヨリ、ヲあきた
こじ、焼ラリ、チ六季のネリ、チ、ア、ん、ち、り、キ、ニ
四町、ヲ、アキ、チ、ン、ア、ヒ、タ、コ、ト、シ、ル、家、ト、シ、メ、キ、た、ル、チ
キ、キ、モ、ヒ、ト、ト、シ、チ、ア、シ、タ、チ、サ、チ、カ、ラ、ウ、ヒ、ウ、ニ、タ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

海にカキキキ陸地のしをせりおサキキ水にキキ

イのししアー谷ニトロビイルサキマク船ハ波ニタノ

に通エリ馬ハアキキキトツトのスミヤアキキ

リハ並に所い金金塔廟にト下しキキキカクス

サリキキハタラシ又キリハヒクキキキキキキ

トキキ貴エキキカキキキキキキキキキキキ

キキキキキキキキキキキキキキキキキキキ

キキキキキキキキキキキキキキキキキキキ

キキキキキキキキキキキキキキキキキキキ

キキキキキキキキキキキキキキキキキキキ

キキキキキキキキキキキキキキキキキキキ

キキキキキキキキキキキキキキキキキキキ

キキキキキキキキキキキキキキキキキキキ

アトしよめ工とくしートおれ家ノトナリニシルモノハ
 アサヨウスあきるかりんぐのうらたつていつていふイデーに事
 子僅僅ノ字やみれすうツニルこも梅家の人ノイカレ
 せん↑しきツキクこも人々へこころきつアトしよ
 アラウス人のせの中はにしハチり美とアル時ツノ安
 フラレ、ゆがしめの邊でニアバけ反のうとツキ
 盗賊ノ執ギテメイトツとアル地ハ貪欲ヲ多
 獨りた地ハ人ニ召かん財しハツしツキ^{さい}
 へしハウとゆえ人ツクサハ方他ノ有テ人ツク
 ツムハ見愛ニカレ世にツカハカレこし名な
 ハねセルニタイノイしてノツミエーカレいのヤツ
 しツカいこもばノカシヤとしツキユウもつコロツ
 ヤタアツのりミメカタノ祖母ノ家ツマヘアヒ
 サツけらフコも後援カケアツト（こし）
 カタヤとナリカトリカトツサヤトルゆツキミス
 チラナリ→更ニカントノ庵ツムそツアリ
 しろヒニナラルニナカ一也居屋なりツカア
 ぶくしグ屋ツクルニツコハスので華城ツネリト
 イトしヤトラタルツキヤツとラトしテ車ツ
 ヤセリ雪アリルツキアヤウカラスしこアス
 所カラチカレしハ水龍モカリ白波ノツじもサカレ
 スツアラしヌツオモしツマヘツヤセセル
 三十余斗也こアツリくノ布ヒメツツカラミカ
 キ運ツサトリ又チハチツツノ春ツムアノ家
 ツいツセツムケリモトツリ妻子ツしハスツカネ
 月カをしカニ官祿アラスナ付ケテカ楓ツト
 をツツクたなふノ重ツツア人々ツツツ大

[illegible]

[illegible]

ナシムトウククモトキハコシヨリニモアキスミナ
ニエカサトリシキヤナシハ石岡ニテウチハ石山
シカハメハ又アホノウシハケツセニダノシキナ
カアトウトウヒトヤミケシタリヤサレトウチ
キミカカシクモ又カレサニハシリニテウチサウ
アリヒニテシモトメウヒリコノミサヒチカハ
ヒニクヤアリアハ家トスス事トカレシハト
ノ月ニ人シニヒサリツタニンチン定スルサ
ラウノモカハトウクモヤリヒトヒアカ月
アハシラカクコノアアヒニシタリ山トリ
オロトナクシキ、チモチ、カハカトウカヒミ
カキノチカクナレタルニテチモチヨニトオサレ
シレハメハ又アハシカクシラミサノモト
スシタシヤ山ナラハフクモノモウアハシ
チモ山ナラモカクシラニテチモチアハカ
ヤフカクシヒツカクシラノモカハカ
キルアハスモカクシラノモカハカ
サトウモヒトカトシチモチニテモチ
ノモカハシヤ、フルサド、ナリモ
カクニヤナシニテチモチアハカ
ヤフカクシハツノ山ニツモリサ
キノカクシハレモアハシカクシ
ラヌカクシヒトシラシラニツ
アハカハ家ヌラカクシカ
ノトナシヒトシラシチアハ
カアリヒトナリ府アリヒ
ナハナサキカヒツノム
ニウチアハシラニナリ

[illegible]

ことしはハツカサリヤ
 しミトムル人ニタイシ
 トリヤサカシ今トヤ
 公ニトヤリムメヤス
 字殿様岡ニシロミナ
 ミヤウシシラ愛ス
 トミルヤサミトミ
 ミタカサリアミメ
 トノアリヤサ見コ
 ソムツシス人トリ
 人ツシラス田舎ノ
 サトウムサ一期ノ
 ノハニヤカシツタ
 口サツヤコタムト
 フシヤサ概人ミト
 ニカカシサカサリ
 フアリヤササス
 フミミアケモミ
 林ニトシハルム
 此ノクム取人ミ
 洛名店士ノアト
 四ノミ国利無特
 ノ部ノミヤウヤ
 カリトモミ欠
 ヤカミヤサ不請
 下時達磨ノス
 運流トヤサミヤ

カヲトモと久ニシラフルハナシハカクムラニ古根ヲ
ヤカトク不請阿浮波以方之通サリヤニ又
下時達磨ノスルモヤウヒフミリヨモ
蓮池トヤクナリニシラフルハナシ
万文計

右一卷者鴨長明自筆也
從西南院相傳之

寛元二年二月日

親快證

大福光寺本 方丈記 解説

この本は京都府丹波國船井郡高原村大福光寺に藏するものにして最近の發見にかかる。

原本は卷子にして一卷なり。紙質は白色斐紙にして紙幅は縦九寸四分首の一紙は横一尺二寸五分末の一紙は横九寸七分、その他は横一尺五寸五分にして總計十一枚あり。表紙は縹色厚手の鳥子紙にして幅六寸三分あり、絹の細き打紐をつく。題簽は白色の斐紙に「方丈記」と記せり、これ等はすべて當初のままに見ゆ。題簽の下に「鴨長明御自筆」と後人の記入あり。原本の末に別に白楮紙を繼ぎ、これに「親快」の名を以てこの本が長明自筆のものなる由を記せること複製本に見る所の如し。親快は當時の醍醐寺の僧なれど、この奥書は果して親快の自署なりや疑ふべきなり。

原本にはすべて欄界を施さず完備の全紙につきていへば、一枚廿八行乃至三十六行にして行書片假名交りに書けり。

本書は書體を以て按ずるに鎌倉時代中期を下らざるものなるべくして「ツ」「マ」「キ」「ホ」「ワ」等に古體の假名を用ゐたるなど、文字上の研究資料としても價值存す。

本書には所々に誤脱あり。ことに複製本の第四張第七行の「所ノアリサマヲミルニ」と「南ハ海チカクテ」との間には約一行の脱文あるに似たり。これらを以て長明自筆の原本とは見るを得ざるものと思はるれども、現今世に知られたる方丈記としてはこの本を以て最も古しとすべく、著者の年代を距ることもさほど遠からぬものなるを思ふときは本書は頗る貴重すべきものなりとす。

從來方丈記といへば、本書の如き文章なるものをさしたりしが、現今流布の板本は末に「月影は云々」の源光廣の和歌を加へてあるを以て、近來これを後人の加筆と認めずして直ちに全文を後人の偽作とせむとする説を生じたるが如し。されど、この本には現にその歌なく、又家藏の室町時代末期頃の寫本は片假名本なるが、これも本書と同じ系統の本にして末に歌なし。又前田侯爵家に藏せらるる室町時代中期頃と見ゆる平假名書の方丈記あり。これも本書と同じ系統の文なるが、これは末に上述の和歌なく二枚許の白紙をおきて後に空也和讃の一節を記せり。これを以て見るに方丈記を熟讀したる人が、おのづから無常を觀じたる餘りに上の如き和歌和讃を記入せるものなるべきこと明かなりとす。

要するに、本書が鴨長明自筆の原本にあらざるはいふまでもなけれど、本書の文の如き方丈記が、既に著者を距ること遠からざる時代に存したりといふことは認めざるべからず。今複製するにあたりて如上の言をなす。これ以上の研究は別に言を立てざるべからず。

大正十四年三月十五日

山田 孝 雄識



大正十四年十一月廿五日印刷（非賣品）
大正十四年十一月廿八日發行

東京市下谷區上野公園東園
發行兼印刷者 古典保存會

右代表者 七條 愷

東京市神田區花房町四番地（秋葉原驛前）
印刷所 金屬版印刷所

東京市神田區花房町四番地（秋葉原驛前）
發行所 古典保存會事務所
振替口座東京四四九四八番

